

議案第19号

京丹後市消防事務手数料条例の一部改正について

京丹後市消防事務手数料条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和6年2月26日提出

京丹後市長 中山 泰

提案理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正され、本年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものである。

(別記)

京丹後市消防事務手数料条例の一部を改正する条例

京丹後市消防事務手数料条例（平成16年京丹後市条例第217号）の一部を次のように改正する。

別表3の部オの款中「1,180,000円」を「1,450,000円」に、「1,410,000円」を「1,720,000円」に、「1,590,000円」を「1,920,000円」に、「1,950,000円」を「2,360,000円」に、「2,270,000円」を「2,740,000円」に、「4,550,000円」を「5,640,000円」に、「5,820,000円」を「7,240,000円」に、「7,070,000円」を「8,790,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

京丹後市消防事務手数料条例(平成16年京丹後市条例第217号)新旧対照表

現行				改正案			
京丹後市消防事務手数料条例 平成16年4月1日 条例第217号				京丹後市消防事務手数料条例 平成16年4月1日 条例第217号			
本則 (略) 別表(第3条関係)				本則 (略) 別表(第3条関係)			
手数料を徴収する事務	区分	手数料の額 (1件につき)		手数料を徴収する事務	区分	手数料の額 (1件につき)	
1・2 (略)				1・2 (略)			
3 法第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査				3 法第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査			
ア～エ (略)				ア～エ (略)			
オ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	(1) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	1,180,000円		オ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	(1) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	1,450,000円	
	(2) 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のもの	1,410,000円			(2) 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のもの	1,720,000円	
	(3) 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満のもの	1,590,000円			(3) 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満のもの	1,920,000円	
	(4) 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満のもの	1,950,000円			(4) 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満のもの	2,360,000円	
	(5) 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリ	2,270,000円			(5) 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリ	2,740,000円	

現行				改正案			
		ットル以上200,000キ ロリットル未満のも の				ットル以上200,000キ ロリットル未満のも の	
		(6) 危険物の貯蔵最大 数量が200,000キロリ ットル以上300,000キ ロリットル未満のも の	<u>4,550,000円</u>			(6) 危険物の貯蔵最大 数量が200,000キロリ ットル以上300,000キ ロリットル未満のも の	<u>5,640,000円</u>
		(7) 危険物の貯蔵最大 数量が300,000キロリ ットル以上400,000キ ロリットル未満のも の	<u>5,820,000円</u>			(7) 危険物の貯蔵最大 数量が300,000キロリ ットル以上400,000キ ロリットル未満のも の	<u>7,240,000円</u>
		(8) 危険物の貯蔵最大 数量が400,000キロリ ットル以上のもの	<u>7,070,000円</u>			(8) 危険物の貯蔵最大 数量が400,000キロリ ットル以上のもの	<u>8,790,000円</u>
カ～シ (略)				カ～シ (略)			
4～18 (略)				4～18 (略)			
				<p align="center"><u>附 則</u></p> <p align="center"><u>この条例は、令和6年4月1日から施行する。</u></p>			